

高田自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、高田自治会（以下、「本会」という。）と称し、本会の主たる事務所の所在地は、高田集会所（神奈川県茅ヶ崎市高田一丁目6番23号）に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の相互扶助、親睦、生活環境の改善、福祉の向上及び施設の維持管理等の自治会活動の推進に努め、行政機関との協働により、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより住みよい街づくりを図ることを目的とする。

- (1) 市役所及び関係団体との連絡事項に関すること
- (2) 慶弔及び社会福祉に関すること
- (3) 環境衛生及び保健衛生に関すること
- (4) 街路の整備及び防犯灯に関すること
- (5) 防火、防災、交通安全及び文化に関すること
- (6) 体育、レクリエーション及び会員相互の親睦に関すること
- (7) 広報及び情報の提供に関すること
- (8) 自治会館、集会場の維持管理及びその他本会の責任において管理する資産の維持管理に関すること
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められる事項

(区域)

第3条 本会の区域（以下「区域」という。）は次のとおりとする。

- (1) 高田一丁目区域
- (2) 高田二丁目区域
- (3) 高田三丁目及び四丁目で、次の区域
 - ア 高田三丁目11番の23号～30号
 - イ 高田四丁目5番の32号～59号
 - ウ 高田四丁目11番の1号～3号
 - エ 高田四丁目13番の1号～15号
- (4) 高田五丁目区域

第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、区域に住所を有する個人をもって構成する。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、特別会員となることができる。

(会費)

第5条 会員及び特別会員（以下「会員等」という。）は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員等に特別の事情がある場合は、会長の承認を得て、会費を減免することができる。
- 3 会員等が退会するとき、既納の会費は返金しない。

(加入)

第6条 本会に加入しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、正当な理由がない限り入会を拒んではならない。
- 3 会長は、提出された入会申込書を個人情報として適切に取り扱うものとする。

(退会)

第7条 会員等が次のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 会員等から申し出があったとき
- (2) 会員等が区域に住所を有しなくなったとき
- (3) 会員が死亡、又は失踪宣告を受けたとき

第3章 組織

(役員の種類)

第8条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名程度 |
| (3) 会計 | 2名以内 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 組長 | 各組に1名 |

- 2 本会に相談役を置くことができる。

(役員の選出)

第9条 本会の役員選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、総会において、会員のなかから互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 会計、監事、理事、顧問及び相談役は、会長の推薦により選出し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 組長は、各組において決められた方法により選出する。
- (4) 監事は、会長、副会長、会計及びその他の役員と兼ねることはできない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期（組長を除く）は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 組長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 会計は、本会の経理を担当する。
 - 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 第23条第1項各号等の本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
 - 5 理事は、理事会において、総会の議決に従って、本会を運営し、また、第2条に定める目的を実現するための事業を執行する。
 - 6 組長は、理事に協力するとともに所属の組を代表し、事務処理し会員相互の連絡にあたる。
 - 7 相談役は、会長の求めに応じ、本会の事業について助言することができる。

第4章 会議

(会議)

- 第12条 本会の会議は、総会、理事会及び組長会とし、必要に応じ会長が招集する。
- (1) 総会は、会員をもって構成する。
 - (2) 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。
 - (3) 組長会は、会長、副会長、会計、事業の担当理事及び組長をもって構成する。
- 2 会議には、各会議を構成するもの以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(総会)

- 第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、次のとおり開催する。
 - (1) 定期総会は年1回とし、原則として会計年度終了の日から60日以内に開催する。
 - (2) 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - ア 会員の5分の1以上から会議の目的事項を示し、開催の請求があったとき

- イ 第11条第4項第4号の定めるところにより、監事が総会の招集を請求したとき
- ウ 会長が必要と認めたとき
- 3 総会は、会長が招集する。
- (1) 総会を招集する時は、会議の目的事項及びその内容並びに日時、場所を示し、開会の5日前までに、文書をもって通知しなければならない。
- (2) 総会では、予め通知された会議の目的事項以外の事項を議決してはならない。
- (3) 会長は、前項第2号のア及びイの規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
- 6 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。ただし、会則の変更及び財産処分並びに解散の議決を除き、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。
- 8 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決することができる。
- 9 前項の場合における第4項及び第6項の規定の適用については、その会員は出席したものと見なす。
- (総会の議決事項)
- 第14条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告及び決算、会計監査に関する事項
- (2) 役員の承認及び解任に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- (総会の議事録)
- 第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数及び定足数
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人1名以上が署名捺印しなければならない。

(理事会)

第16条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の5分の1以上から招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会には、第13条第4項、第6項、第8項、第9項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」、「会員」とあるのは「役員（監事及び組長を除く）」と読み替えるものとする。

(理事会の審議事項)

第17条 理事会は、第2条に基づく事項を所掌し、次の各号について審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(組長会)

第18条 組長会は、必要に応じ会長が招集する。

(組長会の所掌事項)

第19条 組長会は、理事会において審議された事項に基づき、事業を執行する。

第5章 会計及び資産

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わりとする。

(会計の種類)

第21条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

- 2 一般会計は、本会の通常一般の事業を遂行するために必要な経費に関するものとする。
- 3 本会の事業を遂行するために、必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。その財源は、一般会計より引き当てる。
- 4 前項の特別会計は、一般会計と区別して管理するものとする。

(会計事務)

第22条 本会の会計事務は、収入・支出の各詳細項目を定め、執行するものとする。

- 2 本会の予算編成は、理事会で立案し、総会の承認を得るものとする。

(監査と会計報告)

第23条 会計の監査は、隨時監事がこれをすることができる。

- (1) 会費その他の収入の確認及び預金通帳との照合
- (2) 収支に関する伝票と領収書との照合
- (3) 金銭出納帳及び会計元帳の監査

(4) 金銭その他自治会資産の確認

(5) その他必要事項

2 会長は、事業報告書、収支計算書、第32条第1項第5号に定める財産目録を作成し、監事の監査を受け、定期総会の承認を受けなければならない。

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 第32条第1項第5号に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第25条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを決める。

2 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の処分)

第26条 本会の資産で第24条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第27条 この会則は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、茅ヶ崎市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第28条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第29条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 表彰及び弔慰

(表彰)

第30条 本会の会員で、功労及び善行等あった者に対し、理事会の決定により表彰又は感謝状を贈る。

(弔慰金及び見舞金)

第31条 本会の弔慰金等は、別に定める。

第8章 雜則

(備え付け帳簿及び書類)

第32条 本会は、次の帳簿及び書類を備え、保管する。

- (1) 総会議案書及び議事録
- (2) 金銭出納帳及び会計元帳
- (3) 会員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (6) 避難行動要支援者名簿

2 本会に備え付ける帳簿及び書類（個人情報に関するものを除く）は、公開を原則とし、会員は閲覧することができる。閲覧に際しては、会長の指示に従うものとする。

3 会員名簿及び避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所に保管し、会長が管理する。

(関係団体に対する助成)

第33条 本会は、区域住民の福祉発展のため次の関係団体に対して、予算の範囲内において助成金を交付し、助成金の収支報告を受けることとする。

- (1) 高田すみれ子ども会
- (2) 消防第15（高田）分団
- (3) 高田高寿会
- (4) 高田祭囃子保存会
- (5) その他理事会が必要と認めた団体

(自主防災会の設置)

第34条 本会に「高田自主防災会」を設置し、管理運営等に関する必要事項を別に定める。

(自治会館・集会場の運営)

第35条 高田自治会館及び高田集会所の利用に関する規程は別に定める。

付則

この会則は、昭和51年4月1日より施行する。

この会則は、平成24年4月14日から一部改正施行する。

この会則は、平成25年4月14日から一部改正施行する。

この会則は、平成30年7月23日から一部改正施行する。

この会則は、平成30年12月8日から一部改正施行する。

この会則は、令和7年4月27日から一部改正施行する。